

## 仕様書

### 1. 業務名

平成28年度「地域中核企業創出・支援事業」（ネットワーク型）

“ラグジュアリークルーズ”市場構築に向けた外国人富裕層へのプロモーションに関するパンフレット制作業務

### 2. 実施時期

契約締結の日～平成28年12月27日（火）

### 3. 目的

世界に誇る多島美景観を持つ瀬戸内海を“ラグジュアリークルーズ”（大型客船除く）のメッカとして世界中の富裕層が訪れる地域に育てるために、クルーズエリアとしての瀬戸内海の認知不足の課題解決が必要です。

こうした課題解決のための対策として、外国人富裕層及びターゲットへのプロモーションに関するパンフレットを作成し、効果的に活用することにより認知度向上に結び付けていきます。

### 4. 業務内容

ラグジュアリークルーズの認知拡大となるパンフレットの作成に係る企画、デザイン、原稿データの作成（クルーズ事業者（6社想定）への取材や確認を含む）、編集、校正、翻訳、印刷等の一切の業務及び国内外の指定場所へのパンフレット納品業務。

#### （1）仕様

（規格）全ページフルカラー、A4、16ページ以上（表表紙、裏表紙を除く）

（綴じ方）提案をもとに発注者、受託者協議のうえ、決定する。

（紙質）提案をもとに発注者、受託者協議のうえ、決定する。

（内容等）○ラグジュアリー感を出し、外国人富裕層の趣味嗜好、旅行実態等も踏まえた上で、瀬戸内のクルーズの魅力効果を訴求できるものとし、具体的に提案すること。

○対象とする海外のクルーズターゲットは、欧米豪を想定しているが、現在行っている調査結果をもとに発注者、受託者協議の上で決定する。

○デザイン、レイアウト等については、海外の旅行社やクルーズ愛好者が思わず手に取りたくなるようなものとなるよう創意工夫をすること。

#### （2）使用言語

英語とする。

#### （3）作成部数など

作成部数は1,000部とする。

また、国内外の納品とは別に、瀬戸内ファインダーのホームページなどで情報発信を行う為、PDF及びイラストレータなどのデジタルデータを一般社団法人せとうち観光推進機構へ納品すること。

#### (4) 国内外の納品

欧州（ロンドン・パリ・フランクフルト）米国（ニューヨーク・ロサンゼルス）豪州（シドニー）各100部予定、欧州（10箇所）米国（10箇所）豪州（10箇所）各10部予定、国内（10箇所）各10部へ納品すること。

但し、納品先や納品数は発注者の指定先とするが、場合により納品先や納品数が変更になる場合がある。

#### 5. 想定されるスケジュール

クルーズ事業者からの掲載物提出	…	11月上旬から中旬予定
翻訳など校正後のパンフレット完成	…	12月中旬予定
国内外の指定先への納品	…	12月27日（火）まで

#### 6. 納品完了報告の提出

##### (1) 提出物 納品完了報告書（A4版）1部

発送日・納品先・納品数・送付先受取日・送付先受取人を一覧とすること。

##### (2) 提出場所 一般社団法人せとうち観光推進機構

##### (3) 提出期限 平成28年12月27日（火）

#### 7. その他

(1) 本業務の支払条件は、完了検査終了後、適法な請求書を受領を受理して30日以内。

(2) 業務の実施に際しては、委託業務の実施状況を定期的に報告するなど、一般社団法人せとうち観光推進機構との連絡協議を十分に行い、円滑な業務実施に努めること。

(3) ネイティブチェック体制を明確にし、誤字・脱字や単なる逐語訳ではなく外国人にとって違和感のない内容で発信できる体制を構築すること。

(4) 掲載素材の情報、写真等の収集にかかる費用は全て本事業に含むものとする。尚、発注者が保有している写真についても使用可能とする。

(5) 成果物の所有権、著作権、利用権のうち受託者に帰属するものは発注者に譲渡するものとする。また、成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、所有権、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。

(6) 発注者は、成果物の増刷及び成果物の一部について差し替え、削除及び追加の必要が生じた場合は、受託者または受託者以外の事業者へ委託し行うことができる。

(7) (6) を行おうとする場合において、受託者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受託者は必要な手続きについて、その情報（手続方法、条件等）を整理し、発注者に提供することとする。

(8) 業務の実施に伴い知り得た一般社団法人せとうち観光推進機構及び関係機関の機密情報を第三者に漏らさないこと。

(9) 受託者が本仕様書に違反して回復の見込みがないとき、又は、業務を完了する見込みがないときは契約を解除して損害賠償させる場合がある。